

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成30年第8回定例会)

- 1 期 日 平成30年8月22日(水)  
市庁舎3階大会議室  
開会時刻 午後1時30分  
閉会時刻 午後3時12分
- 2 出席委員
- |  |       |     |     |
|--|-------|-----|-----|
|  | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
|  | 委 員   | 古 本 | 敬 明 |
|  | 委 員   | 貞 廣 | 齋 子 |
|  | 委 員   | 赤 澤 | 智津子 |
|  | 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |  |
|---------------|-----|-----|--|
| 学校教育部長        | 櫻 井 | 健 之 |  |
| 生涯学習部長        | 齊 藤 | 勝 雄 |  |
| 学校教育部参事       | 小 澤 | 由 香 |  |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 | 良 宣 |  |
| 学校教育部次長       | 天 田 | 正 弘 |  |
| 生涯学習部次長       | 岡 村 | みゆき |  |
| 学校教育部副技監      | 江 口 | 浩 雄 |  |
| 学校教育部副参事      | 府 馬 | 一 雄 |  |
| 生涯学習部副参事      | 奥 井 | 良 和 |  |
| 教育総務課長        | 三 角 | 寿 人 |  |
| 指導課長          | 荒 井 | 英 治 |  |
| 総合教育センター所長    | 木 下 | 初 恵 |  |
| 生涯スポーツ課長      | 柴 野 | 文 明 |  |
| 青少年センター所長     | 渡 辺 | 雅 和 |  |
| 菊田公民館長        | 寄 主 | 義 之 |  |
| 大久保図書館長       | 岡 野 | 重 吾 |  |
| 学校教育部主幹       | 村 山 | 貴 弘 |  |
| 学校教育部主幹       | 田 中 | 憲一郎 |  |
| 学校教育部主幹       | 小野寺 | 良 夫 |  |
| 学校教育部主幹       | 齊 藤 | 洋 介 |  |
| 学校教育部主幹       | 青 野 | 孝 幸 |  |
| 学校教育部主幹       | 木 村 | 千桂子 |  |
| 学校教育部・生涯学習部主幹 | 早 川 | 誠 貴 |  |
| 生涯学習部主幹       | 藤 原 | 友 哉 |  |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 | 裕 美 |  |
| 学校教育課主任管理主事   | 本 間 | 千佳子 |  |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 平成30年度教育費予算案(9月補正)について
- (2) 習志野市教育振興基本計画(2020年度～2025年度)策定について
- (3) 臨時代理の報告について  
【工事請負契約の締結について(谷津小学校全面改築工事)】
- (4) 習志野市運動部活動ガイドライン作成について
- (5) 第1回習志野市いじめ問題対策委員会及び第1回習志野市いじめ問題対策連絡協議会について
- (6) 大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について
- (7) 公文書公開請求に係る審査請求について

### 第3 議決事項

- 議案第26号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 議案第27号 平成31(2019)年度習志野市立幼稚園園児募集要項について
- 議案題28号 習志野市文化財審議会委員の委嘱について
- 陳情第1号 小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を求める陳情書

### 第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について  
平成30年9月26日(水)午後1時30分

### 第5 その他

特別支援学級・通級指導教室の整備計画の見直しについて

## 5 会議内容

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

陳情第1号について、習志野市教育委員会会議規則第29条及び第31条の規定に基づき、請願の例により処理するものとし、議題として取り扱うこととする旨を説明。

梓澤委員長が

陳情第1号について、印影及び電話番号については、習志野市情報公開条例第8条第2号アの規定により、本会議の委員以外に公開しないことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

「公文書公開請求に係る審査請求について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)、報告事項(3)及び報告事項(7)並びに議案第28号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、報告事項(1)及び報告事項(3)は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成30年第7回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

## 報告事項(2) 習志野市教育振興基本計画(2020年度～2025年度)策定について

(教育総務課)

三角教育総務課長

「報告事項(2)習志野市教育振興基本計画(2020年度～2025年度)策定について」、説明する。

「教育基本法」では、第17条第1項に政府、国の教育振興基本計画の策定・公表を規定しており、同条第2項において、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう求めている。本市においては、昭和45年に制定した「習志野市文教住宅都市憲章」の理念に沿って教育施策を推進し、平成13年度からは3期にわたり「習志野市教育基本計画」を策定し、様々な事業を展開してきた。このことを踏まえ、本市教育の総合的・計画的な指針として、習志野市教育振興基本計画の策定を進めていきたいと考えている。

現在の「習志野市教育基本計画」は、平成26年度から平成31年度、2019年度までを計画期間としている。次期の計画については、習志野市基本構想に基づく後期基本計画と整合を図り、2020年度から2025年度までの6か年を実施期間として策定を進めていきたいと考えている。策定の体制としては、策定委員会、その下部組織として作業部会を設置し、進めているところである。詳細は、資料の「習志野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱」を見ていただきたい。作業部会及び策定委員会の委員の名簿も資料に掲載している。

作業スケジュールは、現在は、現行計画の中間的な評価を行い、分析・まとめを行いながら、検討に入ったところである。

今回は計画策定に向け、現状の報告をしたが、今後、教育委員会会議で協議をお願いしているので、よろしくお願ひしたい、と概要を説明

貞廣委員

まず、教育振興基本計画が習志野市で策定されることを歓迎したい。その上で、要望である。教育振興基本計画は、潤沢な財源を確保した上で、健やかな学びを保障するためのものということが一つの大きな目的であると思われる。そこで、次の3つのものが必ず含まれているように

配慮いただきたい。1つ目は、教育は数値化することに馴染まないものも多いが、数値化できるものについては確実に数値目標を掲げ、その目標・目的を遂行できるような計画にしてほしい。2つ目は、数値目標に関しては、いつまでに達成するかというタイムバンク、時限を必ずつけること。そして3つ目、これが一番大切なことだと思うが、具体的にどれだけの財源を確保してこの計画を進めて行くのかということ、額面として記載してほしい。もちろん、市長事務局との調整なども必要になると思うが、数値目標、時限、財源の3つが無いと、教育振興基本計画にならないし、まさに絵に描いた餅になってしまうので、ぜひこの3つをしっかりと書き込んでほしい、と要望

#### 三角教育総務課長

いただいた貴重な意見を今後の策定に活かしていきたいと思う。数値化・期限を区切ってといったところは、現行の基本計画の中でも進めてきたところではあるが、どれだけの財源を確保できるかは、一番課題が大きいところであると認識している。これも含めて計画を策定したいと考えている、と回答

#### 古本委員

2つ質問がある。1つは、策定の趣旨として「特色のある習志野の教育を築いてまいりました」とあるが、本市の一番の特色は何だと思うか。もう1つの質問は、どうしても同じ日本人であり、日本国民であるため、みんな同じことを同じように行っていると思うが、いつも言っているように、やはり市の特徴というものがあり見えてこないように思う。せっかく「習志野市、習志野市」と胸を張っているのだから、うちはこれに力を入れているとか、具体的でなく、理念でも良いので表明してほしい。資料に特色と書いてあるが、わかりづらい。「習志野市で教育を受けて良かった」という話も良く聞くので、市の特徴をもう少し出せないかと思い、市の特色は何かと質問した。資料にも「本市教育の理念や将来的にあるべき姿」とあるので、習志野市の特徴について、まだ具体的に決められていないのなら、このようなことも少し考えてほしい。ある程度の理念や目標は必要であると思うので、「このような形にしたい」ということが出せるようにしてほしい、と要望

#### 三角教育総務課長

本市は小学校16校、中学校7校、さらに習志野高校、公立幼稚園があるが、幼児から高校生までの年代の中で、それぞれに勉学の面では、誰もが将来にわたって自己実現ができるような学力を身につけさせるような教育があるし、それ以外には習志野高校に代表されるように、勉強以外の課外活動・部活動の充実を進めているところである。今のところは、文武両道ということで、本市において出来ていることと考えている。そういった点も含め、今後、社会情勢も変わってくる中で、力強く自分らしさを持ちながら成長し、社会に貢献できるような人材を生み出していければと考えている、と回答

#### 古本委員

まさに、今のようなことが理念であれば良いと思う。以前、教育長も経験させたいと言っていたが、必ず各学年で富士山や鹿野山を経験させている。また、谷津の方にある海や干潟などの特色を活かしたりしてほしい。特色を具体的にし過ぎると問題もあるかと思うが、先ほどの説明のような理念を少しは前面に出て来ないと、ただ各市町村の計画を見比べた時に、「これはうちの計画かどうか分からない」となってしまう。「この計画は習志野の計画である」とわかるものが何かあれば良いなと思い、質問した、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

#### 報告事項(4) 習志野市運動部活動ガイドライン作成について

(指導課)

荒井指導課長

「報告事項(4)習志野市運動部活動ガイドライン作成について」、説明する。

平成30年3月にスポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、平成30年3月19日付けで、各都道府県教育委員会教育長宛に「運動部活動のあり方に関する方針」の策定を含む、適切な対応をお願いする旨の依頼文書を発した。これを受け、千葉県教育委員会が平成30年6月5日に方針を策定し、県内市町村に通知した。本市は、この通知文書を受け、対応をしていくこととなるが、基本的には国や県のガイドラインに則った方針を策定する予定である。現在、各学校から情報を収集しながら「習志野市運動部活動ガイドライン策定委員会」を新設し、ガイドライン作成のための準備を進めているところである。

日程については、既に7月4日に第1回の委員会を開催した。この後、第2回を9月27日木曜日、第3回を11月の初旬に予定している。ガイドラインの完成は11月末頃を予定している。そして、市のガイドラインを各学校に通知し、各学校がそれに則り、校長の下、各学校でガイドラインを作成するという流れになっている。

今回については、このような形で進めているということの報告である。次回の教育委員会会議には、ある程度原案を出し、各教育委員から御意見をいただく予定である、と概要を説明

赤澤委員

今はまだ、策定の途中ということだと思うが、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」ということで、このようなガイドラインが作られる背景があったかと思うが、習志野市の運動部活動の現状にどのような背景があるのか教えてほしい、と質問

荒井指導課長

現在調査したところで言うと、中学校では平日については、ほぼ週1回程度の休みを取っている。土日については、各学校や部活動の特徴によって差がある。小学校では、大きく運動部活動という形ではなく、各学校のクラブでの取り組みになるので、小学校でもガイドラインは適用していくが、現状は中学校を対象に調査しているところである、と回答

貞廣委員

1つ目は、おそらく、スポーツ庁から出されている平成30年3月のガイドラインを基礎として、習志野市のガイドラインを、そして各校のガイドラインを作るかと思う。現時点では、ここまでが限界なのかもしれないが、スポーツ庁からのガイドラインは、週に2回くらい休みを取り、部活動をする時間も一日2時間程度にするというもので、具体的には、16時くらいに授業が終わった後、2時間部活動をする、すなわち先生方は1時間半から1時間45分の残業をするという不思議なガイドラインになっている。今回はこれを基礎としてガイドラインを出すとしても、絶えず見直して、安全で充実し、かつ子どもたちもバランスのとれた成長をし、先生方も働きやすく、気持ちを込めた部活動を短時間に出来るようなガイドラインを将来的には策定する見込みでぜひ進めてもらいたい。もう1点は、今回の運動部活動ガイドラインであるが、文部科学省の調査を見ると、文化

部の中でも吹奏楽部は指導の先生も含め、運動部並み、もしくはそれ以上の活動状況である。特に習志野市は、吹奏楽部はたいへん特徴的な教育の柱の一つであるが、吹奏楽部の部活動のガイドラインは今回手を付けるつもりはないのか、と質問

荒井指導課長

最初の意見については、他県・他市、葛南5市の情報を取り入れながら進めていくということで、情報を収集しているところである。適切な運用に関してどのような形で進めて行けば良いのかということについては、今いただいた意見を参考にしながら進めて行きたいと考えている。ただ、1点、中学校に関しては夏の時期と冬の時期で異なり、冬の時期はチャイムが鳴ってから15分ほどしか部活動ができない。そのような、たくさん部活動ができる時期と物理的にできない時期があるので、年間一律ということは運用として難しいと感じている。2点目の吹奏楽部については、文化庁から、運動部活動とは別の指針を策定するという情報を聞いている。それを受けて、千葉県が県としてどのような考えがあるのか、そして本市は県の指針を受けて、市としてどのような考え方をするのか、という流れになっていくと思うので、現在は運動部活動のみで考えている。元々出ている運動部活動のガイドラインの中に、文化部のことは特に記載されていないが、当面はこのガイドラインを参考にしながら行っていくという文面もある。ただ、それについては、市としては今は検討していない、と回答

貞廣委員

吹奏楽部については、習志野市は特徴の一つであるため難しいところもあると思うが、検討をお願いしたい、と要望

古本委員

いくつか質問したい。半分意見にもなるが、部活動の目的は、1つは強くなるということ、心身ともに成長を妨げないこと、かつ心身ともに良い成長を図るということがあると思うが、やはり基本は教育なので「安全」を必ず根っこに置かなければならないと思う。しかし、どうしても、特に運動部に関して言えば、指導者の経験等で安全ではないようなこと、具体的に言えば、昔はうさぎ跳びをやっていたように、それぞれ時代によって安全に対する考え方が変わってきたり、研究が進んできたりしている。そこで、指導者の指導に従って生徒が活動していく中で、指導者の研修や教育は重要だと思う。今実際に、習志野市の部活動を指導している先生に対しての研修システムは何かあるのか。もしくは、何かこのようなことを行っているなどあれば、教えてほしい、と質問

荒井指導課長

本市として独自の研修と言うと、例えば、この後小学校でスポーツ大会があるので、その中で審判の講習会を行うといったことはある。指摘のような安全な部活動への対応についての市としての直接的な研修は、体育科系の実技講習会の中で行っている場合もある。県としては、運動部活動に特化した研修は実施されている、と回答

古本委員

まだいくつか改善の余地があるということで良いか、と質問

荒井指導課長

そうである、と回答

古本委員

何が言いたいかというと、私は整形外科医をやっているが、どうしても怪我をして来る方は明らかに使いすぎで怪我している方が多い。中には先生に勧められて来る人もいるが、そうでない人もいて、本人は大丈夫と言っても親が心配して来て、診察してみると成長障害を起こしているという人が多々いる。やはり、教育である以上、ある程度は安全を確保することはとても大切であると思うので、今すぐは無理かもしれないが、この先は先生方にも「このようになったら病院に行かなければならない」とか「休ませなければいけない」という指導をしなければいけないのではないと思う。そうでないと、結局安全を保てない。才能があるにも関わらず使いすぎで壊れていく人たちが出てくるので、せっかくの才能を潰すことなく伸ばすのも、教育ではないと思う。先生方が忙しいことはわかるが、教育であるうちはこのようなこと、もしくは研修がないのであれば、そのような現状をどうしたら良いか考えてほしい。安全であるということと上手くなるということは矛盾しないと思うので、先生方も生徒をただ休ませるだけということはしないと思う。安全にかつスキルやテクニックを上げられる研修、もしくは研修がないのなら今後どうしていくかについて、これを機会に検討してほしい、と要望

荒井指導課長

「安全＝上手くなること」ということの指摘をいただいた。当然、怪我をしている状態で無理をして活動することによって、さらなる怪我に繋がることもある。先ほど、市として行っている研修について質問があったが、各協会としては研修を行っている。例えば、バスケットボール協会やソフトボール協会などは、ストレッチのやり方やウォームアップのやり方を教える。また、強化選手等についての研修会等を行い、その中で若手を育てて行く中で、強化選手が自分のチームに帰った時に、どのようにしたら自分の学校の選手が安全に競技ができるようにするかを教えるというような研修会を行っていた、と回答

古本委員

当然、研修はしていると思っているので、ぜひ、もっと裾野を広げて、より安全に行ってほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

#### **報告事項(5) 第1回習志野市いじめ問題対策委員会及び第1回習志野市いじめ問題対策連絡協議会について** (指導課)

荒井指導課長

今年度の習志野市いじめ問題対策委員会及び習志野市いじめ問題対策連絡協議会について報告する。

まず、いじめ問題対策委員会については7月19日に開催した。委員5名、全員出席である。議題1では、1学期のいじめアンケート結果を基にした、いじめ問題の現状について報告した。この報告内容については、以前、教育委員会会議で説明した内容と同様である。結果については、特に今年度新たに設けた設問である「いじめを相談しなかった理由」について、「子どもたちの微妙な思いが分かって参考になった」という意見や「相談相手として学級担任以外に、子どもや保

護者に相談できる相手を確実に知らせておく必要がある」という意見をもらった。

次に、いじめ問題対策連絡協議会についてであるが、7月23日に25名の委員の内22名が参加し、開催した。名簿は資料のとおりである。最初に、指導課よりいじめアンケートの報告をし、その他にLINE株式会社の方に講師として来ていただき、「みんなで考える情報モラルとコミュニケーション」という講演を行い、委員の方々にも非常に真剣に話を聞いてもらった。全国を渡り歩いている講師の方だったので、非常に知識や話術に長けており、LINEを使っている方も使っていない方もいたが、大変わかりやすい内容で、SNS等のネットトラブルについても良く理解できたという感想をもらった。また、ネット上のトラブルについては、大人の中から見つけにくいものであるため、子どもたちの様子をよく観察することが非常に大切である。小さな変化を見逃さないということが重要であるという意見も複数の委員からもらった。

今年度導入したマークシート方式は、昨年度末のいじめ問題対策連絡協議会で、先生方のアンケート集計に係る時間が非常にかかるのではないかと意見をいただいたことを受け、マークシート方式、SQS集計システムの導入を教育委員会として取り組んだ。ただ、1回目だったため、なかなか学校も慣れてないことが多くあり、周知が広がらなかった部分もあったため、総合教育センターの情報担当職員を有効に使い、マークシート方式をより広め、集計作業の業務改善を図っていきたいと考えている。

この会議での成果と課題であるが、まず、いじめ問題対策委員会では「いじめを相談しなかった理由」という新設の項目が大変良かったという意見があった。2点目としては、本市は毎年、かなり実質的ないじめを受けたというアンケート結果が出ているが、それに関しては悪いことではなく良いことなので、より早く小さいいじめを見つけられるような取り組みをしているという評価をもらった。これは、多いから悪いということではなく、しっかりと調査できていると考えて良いという話である。また、それに関して学校が意識し、素早い対応を取っているので大きな問題も起きていないという評価ももらった。課題としては、毎回同じ児童・生徒がいじめを訴えているということはないのかという意見をもらった。これについては、今後、個人ファイル等を作りながら、追跡調査等をしていきたいと考えている。また、学級担任に相談出来ない時にどうするのか、アンケートに出てきていないようなSNS上のトラブル等はどうするのか、といった課題があるのではないかと意見もあった。

次に、いじめ問題対策連絡協議会の成果は、先ほど述べたLINE株式会社の講演が非常にわかりやすかったとの意見があった。さらに、いつも参加していただいている各団体の代表の方々のそれぞれの立場から、様々な意見をもらうことができたのでとても良かったと思う。説明に用いたスライドがわかりやすかったという評価ももらった。これは、今後さらに精査していきたいと考えている。

最後に課題としては、やはり、いじめ問題対策委員会と同様に、ただ1回ごとにアンケートの集計結果を出すのではなく、個々の児童・生徒に対するいじめを細かく追跡するなど、個々の対応が必要なのではないかと意見をもらった。いただいた意見を参考に、課題についてはしっかりと分析し、今後の取り組みに活かしていきたいと考えている、と概要を説明

#### 赤澤委員

以前にもこの件については説明があったかと思うが、今回、委員の方のコメントの件で1つ質問する。委員の方より「子どもの微妙な思いが分かって参考になった」とあった。アンケートは、とても難しい部分もあると思うが、上手く質問を設定することで読み取れることもあると思う。それと共にマークシート方式の導入を進めているという説明があったが、マークシートにすることで、読み取れなくなることはないのか。今後、どのような方向性でアンケートを構成していくのか説明し

てほしい、と質問

荒井指導課長

マークシート方式は、「はい、いいえ」といった単純なものを黒く塗り潰すものだが、文章で記載するところもあり、その部分はスキャナーで読み取ることができる。つまり、子どもたちが書いた文字がそのままデータとして出てくるので、指摘のあった件については大丈夫である、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

## 報告事項(6) 大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について

(社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

本日は、大久保地区公共施設再生事業の進捗状況について、報告する。

現在、2019年11月の新しい施設のオープンに向けて、施設の貸し出し・維持管理等を行う民間事業者等と新たな施設の運営を協議・検討しているところである。そのような中で、新しい施設の運営にあたり、教育委員会で現在検討している内容がサークルの皆さんの意見と合っているか、違っているかを把握すると共に、新しい施設の運営にあたってサークルの皆さんの意見を活かしていくことを目的に、大久保公民館、屋敷公民館をはじめとする本事業の対象施設のサークルの皆さまに、新しい施設の運営概要の説明と、サークルの皆さんから意見をいただいているので、その報告をする。

まず、既存施設サークルからの新施設の運営に関する意見等を報告する。説明会の開催状況であるが、大久保公民館については5月12日に、大久保公民館サークル連絡協議会総会の中で、説明会を開催した。屋敷公民館については6月12日に、屋敷公民館地区市民文化祭運営委員会の中で説明した。ゆうゆう館については、6月21日に、ゆうゆう館サークル連絡協議会において説明した。勤労会館については、7月4日にサークルの皆さんに集まってもらい、説明会を開催した。同じく、あづまこども会館についても、7月13日にサークルの皆さんに集まっていただき、説明会を開催した。

説明した内容は、これまで教育委員会会議の中でも説明してきた、北館、南館、民間付帯施設、駐車場等の施設についての配置を説明した。まず、北館の2階の配置図では、右手がホール、左手が総合受付カウンターとなる。この施設の概要を説明した。続いて、北館の1階であるが、ここは主に公民館の諸室になってくる。右手に集会室があり、左手に多目的室や音楽室等を配置している。続いて、北館の3階であるが、右手のホールの3階部分になる。ここに、キッチンや工房を配置している。次に、現在の勤労会館である場所を南館としてリノベーションした施設である。ここは、テニスコートや1階にキッチン等を配置する施設である。次に、南館の2階であるが、右手にはアリーナや体育館、左手には公民館の諸室としても利用できる多目的室を配置するという事を説明している。

次に、開館日、開館時間である。北館、特に公民館については、これまで月曜日が休館日であったが、開館とし、年末年始のみの休館とした。これは、習志野文化ホールと同じである。図書館については、これまでどおり月曜日と年末年始の休館とした。それ以外の南館、テニスコート、パークゴルフ場についても、年末年始のみの休館とし、開館をしていく。開館時間においては、早朝に予約があった場合のみ朝7時から、通常は9時から夜の9時までを開館時間とすると説明している。

次に、現在の各部屋の年間の利用調整・予約を各施設で行っている。これについては、新しい施設も、大久保公民館をはじめとする対象施設のサークルの皆さん、新たに施設を利用するサークルの皆さんとでサークル連絡協議会を結成してもらい、一年間の利用日等の確保をしたいと、現在考えていることも説明した。

予約の方法としては、各施設とも窓口に来てもらい、紙で申請してもらっているが、新しい施設については、パソコン・スマートフォンを使ったインターネットによる予約方法になるという説明をした。これにより、24時間受付が可能となり、また、24時間空き状況が確認できるようになり、利便性が上がるということも説明した。

次に、利用料金である。これは、維持管理運営に係る料金を広く利用者の皆さんに分かち合ってもらおうという、今までの考え方を説明している。施設の利用料金については、新しい施設になるということもあり、今見直しをしている。ただし、2分の1は税金で負担し、2分の1は利用者に負担してもらおうという今までの考え方を踏襲していく予定である。ただし、新しい施設については、サークルの備品庫や駐車場料金に関して新たに料金が発生する状況になっている。

運営体制であるが、本市と民間事業者である、習志野大久保未来プロジェクト株式会社と連携しながら維持管理運営を行っていくが、施設の全体については、習志野大久保未来プロジェクト株式会社の方で部屋の貸し出し等の維持管理運営を行っていくので、その説明をサークルの皆さんに行った。

以上のような説明をした中で、サークルの皆さんにアンケートを実施した。内容としては、1つ目は現在の施設までの交通手段、2つ目は予約システムがパソコンに変わることによる入力について、3つ目はその予約システムの画面のイメージがわかりやすいかどうか、4つ目は様々な意見・要望があると考え、自由記載とした。1つ目の、施設までの交通手段であるが、徒歩、自転車、車を利用している人が全体から見ると各3割ずつであった。この結果から、新しい施設の運営にあたって、駐車場・駐輪場に関してしっかりと民間事業者で運営し、利用者の負担にならないようにする必要があると考えた。次に、パソコンを利用した予約システムの導入について、サークルの皆さんは若干高齢の方もいるので、パソコン等で予約ができるかどうかを聞いた。その結果、56.6%の方が「入力ができる」という回答があった。ただ、「入力できない」、「今は分からない」という回答もあるので、これについては新施設の開設時において、しっかりと窓口でサークルの皆さんに、慣れるまで案内し、サポートしていく必要があると考えている。画面のイメージのわかりやすさについても、「分かりにくい」という意見もあるので、改善の余地があると考えている。次に、自由記載であるが、212個の意見をもらった。件数の多い順に見ると、やはり、一番多いものは「予約に関すること」、施設がこれまでどおり利用できるかどうかについて、次に「施設設備に関すること」、続いて3番目に「駐車場・駐車料金が発生することに関して」、その他に空調や説明会に関すること、使用料に関すること等の意見をもらった。

主なものを紹介すると、予約に関することとしては、年間利用調整について、これまでどおり使えるのかどうか、これまでどおり使っていきたいという要望が多数寄せられている。続いて、施設整備に関することであるが、サークルが増えるという中で、使用できる部屋は少なく感じるということや水回り、集会室の防音、体育館へのエアコン設置といった設備面に関する要望をもらった。続いて、駐車場・駐車料金、使用料に関することについては、利用者の大幅な負担増にならないよう、配慮をお願いしたいということ、駐車料金の施設利用の場合の無料、割引の制度の検討、また、減免制度の継続などの意見をもらった。続いて、その他としてパソコンでの予約について、心配だという意見や利便性が良くなるのでありがたいという意見など両論あった。その他、音楽室、多目的室へのピアノの設置や展示、文化祭等への利用について意見があった。

このような意見を受け、現在検討している内容のうち、代表的なものを紹介する。まず、予約に

関することとして、年間利用調整の継続であるが、これまで年間利用調整については、サークルの皆さんで組織しているサークル連絡協議会、また、サークル間、公民館を含めて行ってきた。今後も年間利用調整を行うためには、本事業の集約対象施設にある、約300サークルほどの全てのサークルによる協議会の設置が必要になると考える。基本的には、私どもも、今後もサークルの皆さんの安定した活動を支援・確保していくことは必要であると考えており、これまで同様の方法を継続していきたいと思い、現在、民間事業者と検討・協議を進めている。サークルによる協議会の設置と運営、利用調整が必要となってくるため、これについても協力していきたいと考えている。続いて、施設設備に関することとして、サークルが増えることに対し、使用できる部屋が少なく感じるということであるが、現在活動しているサークルが利用できるよう、計算して部屋数・コマ数を設定した。また、祝日や月曜日の開館日などを増やして対応していく。各サークルの現在の利用実態に基づいてシュミレーションを行ったところ、おおむねすべてのサークルがこれまでと同様に利用できるという結果になっている。今後は、サークルの皆さんについても、新しい施設で活動するというので、活動日時や部屋の調整等に協力してほしいと考えている。続いて、駐車場・駐車料金に関することとして、やはり駐車料金が発生するという中で、施設利用の場合は無料や割引といった制度を設けてほしいということがあった。これについては、現在、本事業の要求水準の計画段階上では1時間までを無料とし、以降は有料としている。ただ、このような多数のサークルの皆さんから意見があったということや駅近くという立地条件もあることを踏まえ、私どもとしては無料時間を設定したり、料金がサークルの活動に支障を来すことにならないような範囲で設定すべく、協議・検討をしている。続いて、使用料に関することとして、利用者的大幅な負担増にならないような配慮、減免の継続という意見があった。使用料については、市の積算基準ということで、施設の維持管理運営に関する費用をベースに算出する。ただ、新しい施設に変わって、利用者的大幅な負担増にならないような適正な価格を設定する必要がある。これについても、現在、検討・協議をしているところである。また、減免制度については、継続していく予定である。

以上が代表的な意見に対する、私どもの答えである。その他、パソコンの予約に関すること、施設設備に関すること等の意見ももらっている。生涯学習の拠点として、生涯学習の推進、また、地域の活性化を図るべく、今後、サークルの皆さんの意見を新たな施設の運営に活かしていきたいと考えている。本事業はPFI事業ということで、民間事業者が維持管理運営を全面的に行っていくものである。市の予算の事業費や各施設の利用料金をもって、この施設を運営していくことであるが、教育委員会としては生涯学習の拠点という位置付けの中で、サークルの皆さんのこれまでの活動を支援・協力していくことが重要であると考えているため、今後、民間事業者と協議し、施設運営に活かしていきたいと考えている。

なお、この意見に対する回答や考え方については、今月中を目途に各サークルの皆さんに回答し、運営面に関しては、サークルの皆さんに改めて説明会を開催していきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(6)は了承された。

**議案第26号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について**  
(教育総務課)

三角教育総務課長

議案第26号は、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会では、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その結果を報告書として作成し、議会に提出するとともに公表することとなっている。

本議案は、法律の趣旨に則り、平成29年度における本市教育委員会の実施事業等を対象とした、点検及び評価結果報告書について提案するものである。これまでに協議していただきながら取りまとめたものであるが、本定例会では議案として審議していただくものである。

前回、協議いただいた内容からの変更点は、概要版において、データを最新のものに更新したこと、グラフの体裁を整えたこと等になる。なお、本報告書については、教育委員会会議での議決後、市議会第3回定例会で提出を予定している。

また、点検・評価の結果は、平成31年度の教育行政方針の策定、今後の予算編成に反映するとともに、事務事業の改善等に活かしていきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### **議案第27号 平成31(2019)年度習志野市立幼稚園園児募集要項について(学校教育課)**

齊藤学校教育部主幹

議案第27号については、習志野市立幼稚園管理規則第19条の規定に基づき、平成31(2019)年度習志野市立幼稚園園児募集要項を定めようとするものである。

はじめに、「1. 募集人員」である。詳細については、別表1を見ていただきたい。これまで報告したとおり、平成31年3月31日をもって新栄幼稚園が閉園し、平成31年4月1日より、(仮称)大久保こども園に統合する。また、秋津幼稚園、香澄幼稚園が閉園し、平成31年4月1日より、(仮称)第七中学校区こども園に統合する。そのことに伴い、新栄幼稚園、秋津幼稚園、香澄幼稚園の園児募集は幼稚園としては行わず、こども園短時間児の園児募集として、幼稚園と同様の日程で行う予定である。募集人員については、習志野市立幼稚園管理規則第17条に定めている、各幼稚園の定員数に基づいて募集するものであり、先ほど説明した事項以外については、昨年と変更はない。

「2. 応募資格」であるが、これについては要項のとおりである。

続いて、「3. 応募できる幼稚園等」であるが、別表2を見ていただきたい。習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の第2条に規定する通園区域としては、幼稚園の園区と、参考としてこども園の園区を併記している。園区自体の変更はない。閉園する幼稚園を削除し、そこに新たなこども園名を当てはめている。こども園については、現在3つの園区があるが、Aの園区、具体的には第一中学校区と第五中学校区には市立のこども園が整備されていないことから、Aの園区に居住している方も、3歳児からの教育・保育を新たに行う市立こども園を選択できるよう、あくまで徒歩または自転車での登降園を原則としながら、全てのこども園に応募ができるという特別措置を追記し、対応していきたいと考えている。

それ以外の区分については、日程以外、昨年から大きな変更はない。最後になるが、平成31(2019)年度についても、市立幼稚園の円滑な運営と教育内容の充実を目指して取り組んでいく、と概要を説明

古本委員

確認であるが、Aの地域のこども園の今後の見込みはどうなっているのか。いつまでこの暫定措置が続くのかわかれば教えてほしい、と質問

小野寺学校教育部主幹

本市の幼稚園については、基本、7つの中学校区に1つ市立のこども園に再編していくという考えを持っている。今、説明のあったように第一中学校区と第五中学校区には市立のこども園がない。これについては、今、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画に基づいて、保育所・幼稚園の再編を進めているところであるが、この計画が平成31年度をもって計画期間が満了になる。平成32年度以降の中で、どのような形で整備を進めて行くかということについては、今一度考えていく、と回答

古本委員

まだ決まっていないということがわかった。当然、すぐにはいかないと思うし、状況をすぐ変えることは厳しいと思うが、今の話だとAの地域の方は、小さな子どもがいるにも関わらず、徒歩もしくは自転車という制限がある中で、やはり市の中での市民の平等などを思うと、何らかの対策を早目早目に考える必要があると思う。当然、場所は限られているし、なかなか上手くいかないと思うので、知恵を絞って頑張してほしい、と要望

梓澤委員長

「参考」にあるとおり、こども園の3歳児の募集が始まるが、施設ごとに人数に差がある。特に、袖ヶ浦こども園が22人であったり、杉の子こども園が5人であったり、人数を聞いただけではなぜ差があるのだろうと思うが、理由があれば聞きたい、と質問

齊藤学校教育部主幹

あくまで現行の施設の中での対応となる。その中で、現状を見ながら対応できる人数として、このようになっている。特に、杉の子こども園については、5人という非常に少ない定員になっている。このことについても、色々考えた結果、5人でも受け入れをしようと決めたものである。来年度以降、拡大に向けて引き続き検討していきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案どおり可決された。

## **陳情第1号 小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を求める陳情書** (教育総務課)

事務局が陳情書を朗読

毎年のように気温が上昇してきていますが、今年も県内各地で連日猛暑日や真夏日を記録しています。安全なはずの学校で子供たちが、各地で熱中症を発生しています。愛知県では、小学1年生の男児が校外学習からエアコンのない教室に戻った後に死亡しています。まさに命にかかわる緊急事態です。習志野市立小中学校の普通教室にはエアコンがなく扇風機が常設さ

れていますが限界です。保護者は不安で、毎日「体調を崩しませんように」と祈りながら学校に送り出しています。

県内54市町村のエアコン設置状況は、船橋市、松戸市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、市川市、成田市、四街道市、野田市、柏市など20市町村が100%、流山市でも90%以上設置済みです。八千代市は、普通教室のエアコン設置に向けて、調査・検討をしています。千葉市は、学校教育審議会において「エアコンに関する調査」を実施しています。

習志野市でも子どもたちの命を守り、安心・安全な学習環境を整え学習に集中できるように、小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を強く求めます。

尚、エアコン設置について至急討議・検討をはじめること、当面リースのエアコンや冷風機の設置や扇風機を増やすなどの緊急対応策をとることも強く要望いたします。

つきましては、教育委員会会議においてエアコン設置について討議していただき、実現するように検討をお願い致します。

#### <陳情事項>

- 1 習志野市内の市立小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を求めます。
- 2 エアコン設置までの間、緊急対応策をとることを求めます。

櫻井学校教育部長が参考意見として以下のとおり説明

小中学校の普通教室すべてにエアコンの設置を求める陳情書に対する参考意見を述べる。

本市の学校施設は、児童生徒の急増期である昭和40年代から50年代にかけて建築された建物が多く、老朽化が進んでおり、その対応が喫緊の課題となっている。また、エアコンの設置についても、快適で安全・安心な教育環境の整備としての方策の一つであると考えており、重要な課題として認識している。このような中、学校施設の改善に向け、改築や学校トイレなど多額の費用を要する大規模改修工事を最優先課題として捉え、現在、事業を進めている。

しかし、気象庁が災害とまでいう、今年の夏の暑さを受け、その対策を進めていくことは重要と考え、小中学校の普通教室へのエアコン設置について教育委員会内部での検討を進め、市長との協議も行い、導入手法等の具体的な検討を既に始めている。なお、エアコン設置までの冷風機等による緊急対応策については、一度に大量の機器の調達が必要となることなどの課題があることから、難しいものと考えている。

各学校においては、熱中症予防として様々な対策を行っており、今後も、児童・生徒の健康面に最大限留意し、より良い学校環境になるよう努めていく。

#### 貞廣委員

これまでの教育委員会会議の中でも、普通教室へのエアコン設置については何度も触れてきており、話に挙がっていた。今回、参考意見の中で、既に検討を始めたということ、加えて国の補正予算でも検討しているということで、大きな前進をされており歓迎したいと思う。今後、どのように検討していくのか教えてほしい、と質問

#### 三角教育総務課長

これまでについても、エアコンの必要性は認識していたものの、トイレ改修など大規模改修を最優先課題として進めてきたという経過がある。今回、気象庁が災害とまでいう夏の暑さへの対策は重要との考えから、教育委員会内部での検討を進め、市長との協議も既に行ったところであ

る。エアコンの導入に向けて、どのような形で行えるかについて、具体的に検討を始めるということに動き始めている、と回答

貞廣委員

ぜひ、スピード感を持って取り組んでほしい、と要望

赤澤委員

今の説明と一部重複するかもしれないが、具体的に、エアコンを設置していくことに関しては、どのような検討事項があるのか、と質問

三角教育総務課長

エアコンの整備手法については、工事によるもの、リースによるもの、また、PFIによるものと、手法が複数あるが、その手法によって整備時期や経費に差が生じてくる。こういった中で、エアコン整備を進めていく手法をどのようにしていくのかを検討する必要があると認識している、と回答

古本委員

今回の陳情で求められていることは、エアコンの設置を至急討議して検討してほしいということであるが、今の段階では、既に、教育委員会としては市長事務局と協議を始めていて、今、今後どのように進めて行くかを話しており、あとは課題をどう整理して先に早く進むかということだと思う。基本的に我々を含め、皆さん、早くにエアコンは必要だ、暑さへの対策は必要だということは、全く矛盾はないと思う。ただ、現在はまだ課題が整理しきれていないという話であるので、できれば課題をなるべく早くまとめてもらい、その課題が整理出来次第、もう一度審議するのが一番ではないかと思う。現実的にはもう動いているということなので、なるべく早めに課題を整理して先に進むというのが良いと思うので、継続審査としてはいかがか、と発言

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、陳情第1号は全員賛成で継続審査となった。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成30年9月26日(水)午後1時30分に決定された。

#### **その他 特別支援学級・通級指導教室の整備計画の見直しについて**

(指導課)

荒井指導課長

資料がなく、申し訳ない。この件に関しては、平成30年1月4日の教育委員会会議で議案第4号として承認していただいた、「平成31年度～平成33年度特別支援学級・通級指導教室整備計画について」の変更のお知らせである。

なぜこのような形になったかという、8月初旬に国から、平成31年度から東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校、第二中学校での自閉症・情緒障がい学級における、他校から在籍を移動した、通級的な指導の対応を自校の固定学級での対応に移行するようにという指導があった。現在に至るまで、本市ではいわゆる「委託」という学籍の異動による通級的な指導については、地域・

保護者のニーズが高く、現在まで緩やかに改善を図るため、先ほど述べた整備計画を作成して進めているところであった。しかし、繰り返しになるが、今年度在籍が特別支援学級としながら、週の大半を在籍していない他の学校の通常学級で教育を受けている状況、いわゆる「委託」は「制度上、問題がある」と国から千葉県に「委託方式を改善するように」という旨の指導があった。

これを受け、千葉県内では本市だけでなく、平成31年度より全ての地域で委託方式の改善を図るようになる。この委託方式については、県からの改善の指導を受けていたところだったため、本市としては、平成28年度から平成30年度の整備計画を策定し、小学校に自校で学べる特別支援学級を設置し、解消を図っていたところである。さらに、1月に承認いただいた、平成31年度から平成33年度の整備計画を進め、改善を図っていく予定であったが、今回の国・県からの指導を受けて、本市としても適切な運用に切り替えていく方向性を持ち、早急に平成31年度からの整備計画を練り直し、特別支援学級の推進を図っていくこととするものである。そのために、各学校の施設設備、ニーズの人数等の実態を把握し、自校に自閉症・情緒障がいの学級を開設できるよう、検討しているところである、と概要を説明

古本委員

資料も無いため、何を議論して良いのかわからない。国や県から指導が入っているにも関わらず、対策について文章も何もなく、コメントしてほしいということは厳しいと思うが、いかがか、と発言

梓澤委員長

見直さなければいけないということは理解したが、この整備計画は以前、教育委員会会議で協議の上、議決している案件である。承認してから半年が経ったこと、保護者の方や特別支援教育の関係者の方など、現場はどのような感じになっているのか、と質問

荒井指導課長

整備計画という全体像は、今検討しているところであるが、個別の対応は現在行っている。個別の対応というのは、臨時の保護者説明会を開催している。学校や学校の中のニーズによって、対応が変わってくるため、その確認については既に進めている。ただし、1月に承認いただいた整備計画の中の一部が変更になるので、その点については現在、作業を進めているところである、と回答

梓澤委員長

なぜ、見直さなければならなかったのかという経緯や理由がわからない。また、再度、議案として提出されるということになるのか、と質問

荒井指導課長

まず、理由については、8月の初旬に国から県へ指導が入った。その内容については、学籍の異動による通級的な指導である「委託」については、次年度からは「制度上、問題がある」となり、国から県へ、改善するよう指導が入った。本市としては、千葉県から「改善を図るように」と指摘されたため、その改善のための準備をしている段階である。また、現在の整備計画の全体像を委員の方々に確認していただくのは、次回の教育委員会会議と考えている、と回答

古本委員

今回は報告ということか。それとも、何か意見を出し合うということなのか。それが、わからないので我々は困っている、と質問

荒井指導課長

報告である、と回答

貞廣委員

学籍の異動に伴う通級指導というものは、フラットに言うと、自分の学籍がある学校に自閉症・情緒障がいに対応する特別支援学級が無いので、別の学校の特別支援学級に通級で行っている、それが許されないということになり、全ての学校に自閉症・情緒障がいに対応する特別支援学級をつくり、自校において通級指導で学べるようにしなさいとなったということで良いか、と質問

荒井指導課長

県からの指導は、それにプラスして、通級教室でも対応しなさいと言っているが、本市としては、別の言語障がいに対応する教室については、そのような対応が取れると考えている、と回答

貞廣委員

言語障がいについては、委託ができるということか、と質問

荒井指導課長

言語障がいの教室については、教室なので籍を移動しなくて良いということである。これは元々、整備計画の中に入っている。今指摘のあったことなど、問題のない部分については、変更になっていないところもある。そのため、必ず全ての学校に学級をつくるというものではない、と回答

貞廣委員

ニーズのあるところにはつくりなさいということで良いか、と質問

荒井指導課長

そうである、と回答

貞廣委員

おそらく、報告で良いものか、それとも議決になるものなのか懸念しているのは、どちらが保護者や子どもにとってハッピーかという点であると思う。もし、その既存の形ではなく、新たな計画の方がニーズと合致しているのであれば望ましいが、その際も、なぜ前は出来なかったのかという疑念が残る。その点等について、説明してもらう必要があると思う、と発言

荒井指導課長

説明不足で申し訳ない。現在の状況を言うと、自校にいる子どもたちは他校に行って指導を受けているため、小学校については、保護者が必ず付き添いを行わなければならない。付き添いをしなければならぬために、仕事に就けない、その時間は拘束されてしまうという部分がある。こ

れが、自校につくることができれば自校で学ぶことができるため、保護者の送り迎えが無くなるということが一つある。併せて、子どもたちは特別支援学級と通常学級の両方で学習をしている。そのため、他校で指導を受けている場合は、他校の先生と自校の先生のコミュニケーションを取る時間が限られてしまう。しかし、自校にあれば、例えば、「あの子は今どういった状況か」というように、自校の中でいつでもコミュニケーションが取れるため、ニーズは高まると考えられる、と回答

貞廣委員

修正した方が、より良くなるということか。そうであるならば、なぜ良い形で計画が出来なかったのかという懸念が残る、と発言

古本委員

そうであるし、それなら「このように変えたい」と教育委員会会議に提案すれば、討論できるのだが、何を話せばいいのかわからない、と発言

荒井指導課長

今までつくっていた整備計画については、平成31年、32年、33年という3年間の計画であった。それが、国・県の指導があったため、3年後までは待てないということになった。来年度、必ずこの委託に関しては解消するよということなので、現在、それに合わせてより良い方向に進めて行くということである、と回答

古本委員

「このような形にしたいので、これで討論してほしい」としてくれないと、私たち委員は討論も議決もできないため、それを早めに出してもらうことが一番ではないか、と発言

荒井指導課長

計画については、次回の教育委員会会議で諮る、と回答

＜報告事項(1)、報告事項(3)及び報告事項(7)並びに議案第28号については非公開。

ただし、報告事項(1)、報告事項(3)については、平成30年8月30日をもって  
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開する＞

#### **報告事項(1) 平成30年度教育費予算案(9月補正)について**

(教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)「平成30年度教育費予算案(9月補正)」について説明する。これについては、平成30年教育委員会第7回定例会において議決され、市長に申し入れを行った補正予算についての報告である。

市長事務部局と協議を重ねた結果、(1)歳出概要及び財源内訳については、申し入れを行った事業費5千643万8千円に対し、確定事業費は、234万円減の5千409万8千円となった。減額となったのは、1番「小学校施設改善整備事業」で、大久保小学校プール脇ブロック塀改修設計業務委託について、施設再生課による詳細の積算金額が出たことから、一部金額が減額され

たものである。

次に、4番「給食センター建替事業」における国庫支出金の減額については、まだ、交付金の交付決定の見込みがあること、また、地方債の増額をしないという趣旨から、今回の補正は見送ることとなった。

この補正予算案は、8月30日から開会予定の平成30年習志野市議会第3回定例会に提案することで協議が整ったので、報告する、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

### **報告事項(3) 臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(谷津小学校全面改築工事)】 (教育総務課)**

村山学校教育部主幹

報告事項(3)「臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(谷津小学校全面改築工事)】」についての報告をする。

はじめに、配布している資料に修正があったので、大変申し訳ないがこの場で修正していただきたい。3番と4番について、かっこの工事種別が3番は「給排水衛生設備工事」となっているが、「空気調和設備工事」になり、4番が「給排水衛生設備工事」となる。

それでは、説明に入る。谷津小学校全面改築に係る建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の工事請負契約の締結を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するものである。

このたびの谷津小学校全面改築に係る工事請負契約は、建築工事については、契約金額を28億5千660万円、契約の相手方を、千葉市にある新日本建設株式会社とするものである。工事期間は、契約日の翌日から2020年7月31日までとなる。

続いて、電気設備工事については、契約金額を3億1千726万800円、契約の相手方を、成田市にある株式会社平野電設とするものである。工事期間は、契約日の翌日から2020年7月31日までとなる。

空気調和設備工事については、契約金額を2億1千123万7千200円、契約の相手方を、習志野市にある株式会社サクラ設備とするものである。工事期間は、契約日の翌日から2020年7月31日までとなる。

給排水衛生設備工事については、契約金額を1億9千440万円、契約の相手方を、習志野市にある株式会社習志野工業とするものである。工事期間は、契約日の翌日から2020年7月31日までとなる。

なお、予定価格が1億8千万円を超えるこれらの工事の請負は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」で、契約の締結について、議会での議決が必要となることから議案として提案するもので、平成30年9月定例会において議案として提案し、議決をいただくとするものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

**報告事項(7) 公文書公開請求に係る審査請求について**

(教育総務課)

三角教育総務課長

公文書公開請求に係る審査請求について、概要を説明

報告事項(7)は了承された。

**議案第28号 習志野市文化財審議会委員の委嘱について**

(社会教育課)

奥井生涯学習部副参事

習志野市文化財審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言